

令和 5 年度  
事 業 計 画 書

社会福祉法人 ルストホフ志木

# 令和5年度 社会福祉法人ルストホフ志木 事業計画(案)

## 【法人運営】

### (1) 経営理念

## ～愛と感謝と奉仕～

### (2) 職員綱領

- 一. 私たちはルストホフ志木の職員であることに誇りと喜びを持ち、設立の目的を常に自覚し「愛と感謝と奉仕」の経営理念に徹し、職員相互の人格向上に努め、真の老人福祉の実践に寄与するものとする。
- 一. 私たちは常に礼儀正しく、作業は迅速且つ丁寧に、物資の無駄を省き効率と合理性ある行動に留意し、時代の要求するニーズに即応出来る施設作りに率先協力するものとする。
- 一. 私たちは常に調和を旨として、相手の欠点をとがめず美点を認めて褒めあい施設内の明るいムード作りに努めるものとする。
- 一. 私たちはお年寄りに対して、その人格と人間性を尊重し公平無私、同一家族に対するごとき血の通った温かい処遇に努めるものとする。
- 一. 私たちはお年寄りに対して、いかなる場合も、決して怒りや憎しみの感情を抱かず、一層優しく親切な態度に徹し、真心を持って温かい処遇に当たるものとする。

平成 26 年 3 月 13 日改訂

### (3) 運営事業

#### 第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホームブロン
- ・ケアハウスリヒト

#### 第二種社会福祉事業

- ・短期入所生活介護事業所ブロン(予防)
- ・通所介護事業所ブロン(総合事業)
- ・訪問介護事業所ブロン(総合事業)
- ・認知症対応型共同生活介護事業所ブロン(予防)
- ・生計困難者に対する相談支援事業

#### 公益事業

- ・居宅介護支援事業所ブロン
- ・地域包括支援センターブロン(志木市委託事業)

#### \* 地域における公益的な取組

- ・配食サービス…法人独自による配食サービス
- ・利用者負担減免制度…低所得者への配慮
- ・社会福祉法人合同研修会…他社会福祉法人との合同研修会開催
- ・志木市福祉避難所…災害時福祉避難所の開設(志木市との協定締結済み)
- ・志木市主催の委員会への職員派遣  
…志木市老人保健福祉委員会、志木市介護保険事業計画策定委員会等

# 令和5年度 総務部 事業計画（案）

## ＜部署目標＞

法人を取り巻く情勢がますます厳しさを増す中において、経営理念、職員綱領の原点に則り、管理部門として各事業所との連携を緊密に図りながら、下記項目を実践することで、法人の更なる発展を目指します。

### 1 収支管理の一層の強化

- (1) 部署ごとに予算・事業計画に基づいた事業が行われているかを把握し、介護報酬等の収入状況と各種経費の支出状況の管理をより強化する
- (2) 毎月算出される月次報告書の各種情報(数値)に基づいた提言を発信する
- (3) 水道光熱費をはじめとした、諸物価高騰に対する方策の立案

### 2 各種規程等の見直し及び改定・変更への対応

- (1) 各種規程について、最新の関連法規・制度に合致した内容であるかを定期的に見直し、必要に応じた改定等を迅速に行っていく
- (2) 重要事項説明書、運営規程等の文書について、現場の状況・実態に則するよう随時確認と見直しを行い、変更・届出を遅滞なく実行する

### 3 施設・設備の保守管理の徹底

- (1) 施設・設備における様々な障害や不具合、各種機器類の故障等が発生した際には、各部署の業務に支障を来たさぬよう、常に迅速に対応していく
- (2) 前年度対応しきれなかった修繕、改修対象の案件について早期に着手する

### 4 適正な労務管理の実践

- (1) 毎月の勤怠に基づく給与支給をはじめ、多様な勤務形態や雇用契約の管理、入退職に伴う各種手続きなど、労務管理全般において正確性、迅速性をもって取り組む
- (2) 労務に關係する法令・制度等の改正があった際にも、常に迅速に対応できる体制を維持していく

### 5 その他

- (1) 人材採用力の再強化
- (2) 法人内におけるコスト削減意識の更なる醸成
- (3) 保管文書等の確認・整理・処分

# 令和5年度 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 事業計画（案）

## 1. <はじめに>

令和4年度も、新型コロナウィルス流行による感染症予防対策を重点的に行い、ご入所者、職員の健康管理に努めてきました。次年度も、スタンダード・プリコーション（標準的予防措置策）の徹底と状況に応じた柔軟な予防対策を継続し、ご家族の行事参加や面会における規制緩和を徐々に行っていきます。

また、安心してサービスの提供が行え、そしてさらなるケアの向上に向け、「介護事業者のための業務継続計画（B C P）」を整備し、効果的な活用を目指していきたいと考えています。

ご入所者が一日一日を安心して生活していただけるよう、以下の事業目標をチームケアとして実現していきます。

## 2. <事業目標>

- ① ご入所者の心身状態に沿った、自立支援のケアを行う。
- ② 多職種との連携を深め、感染・褥瘡・肺炎の予防に努めると共に、より良い看取りを行う。
- ③ ご入所者の人権を尊重するケアに努める。
- ④ ご家族の行事参加や面会における規制緩和を徐々に行うと共にご家族との連携を大切にする。
- ⑤ 特養・短期入所生活介護事業所の稼働率 100%を目指す。

## 3. <事業内容>

- ① ご入所者の心身状態に沿った、自立支援のケアを行います。
  - ・アセスメントシートを最大限活用し、情報を共有します。
  - ・毎月のモニタリングを活かし、必要に応じたケアを行います。
  - ・ケアプランで掲げた目標を、一定の期間で評価・更新していきます。
  - ・新規入所やケアプランの更新時に担当者会議を実施します。
  - ・定期的及び適宜にケアカンファレンス、栄養・褥瘡・口腔ケア・リハビリ・排泄関連のカンファレンスを行います。
  - ・多職種と連携し、日常生活でのリハビリやレクリエーションを通じての機能訓練を行います。

② 多職種との連携を深め、感染・褥瘡・肺炎の予防に努めると共に、より良い看取りを行います。

- ・医師・看護職員・理学療法士・管理栄養士・生活相談員・介護職員・総務等多職種との連携体制を引き続き行い強化していきます。
- ・看取りに入られたご入所者のためのカンファレンスを定期的、及び必要時に開催し、情報の共有に努めます。
- ・感染症への意識を高め、発生予防と発生後に拡散させない取り組みを徹底します。
- ・褥瘡計画を、少なくとも3ヶ月毎にカンファレンスを実施し計画内容を見直していきます。
- ・現在実施している体位交換表チェックに基づき、必要に応じたエアーマットの導入、離床時間の把握、皮膚観察の徹底など、「褥瘡予防」に努めています。
- ・口腔ケアを励行し、肺炎・誤嚥防止に努めます。

③ ご入所者の人権を尊重するケアに努めます。

- ・該当するご入所者に対して、排泄支援計画書に沿った排泄支援を行い、現在の排泄に関する状態が改善できるように支援を行います。
- ・ケアプランは、入所時や要介護認定の更新月及び退院後などご入所者のADLの状態に合わせ担当者会議を開催し作成します。
- ・ヒヤリハット、事故発生時の報告と再発防止にむけた検討・対策を速やかに行います。
- ・各職員が把握しているご入所者の特徴と介護・支援のスキルを体系化して、全職員で共有していきます。
- ・認知症への理解を深め、ご入所者の尊厳を守ります。
- ・身体拘束適正化会議を定期的及び適宜開催し身体拘束廃止に努めます。

※ 短期入所生活介護事業所のご利用者についても、同様に上記内容を実施していきます。

④ ご家族との連携を大切にします。

- ・面会時に積極的にあいさつや報告を行い、ご家族とのコミュニケーションを活性化していきます。
- ・適切な感染症対策の下、面会休止期間をなるべく少なくできるよう感染症予防委員会と連携して検討を行っていきます。やむを得ず面会休止期間となった場合には、ご入所者の近況報告をご家族に行い安心していただけるよう努めます。
- ・看取り期間中、ご家族への精神面への配慮・支援を行っていきます。
- ・ご家族の協力を得ながら居室担当が中心となって、ご入所者の衣類・貴重品管理などをしっかりと行います。
- ・災害が起きたときの情報公開を事前、事後に速やかに行い、ご家族に安心していただけるよう努めます。

⑤ 特養・短期入所生活介護事業所の稼働率 100%を目指します。

- ・個々の身体状態観察、排泄・食事・水分摂取状況を確認・記録し、看護職員への早期報告を徹底し、医療機関との連携を図ることで早期回復に努めます。
- ・主な入院理由となる「肺炎」「尿路感染」を「事業目標②③」の実施によって予防に努めます。
- ・湿度・室温の定時の確認・調整（寝具等の調整を含む）・記録を継続するとともに、必要に応じ他部署と連携し加湿器や冷暖房器具の管理、調整の検討を行っていきます。
- ・入所検討委員会での決定に基づき、申し込み⇒実調⇒入所決定の流れを相談員・看護職員・施設ケアマネ・介護職員が連携して速やかに実施します。
- ・空床ができた場合は、短期入所生活介護ご利用者によるカバーを心掛け、日頃から病院や他事業所、ご家族との連携を図っていきます。
- ・短期入所生活介護事業では、空床がある場合、緊急での利用にも積極的に対応していきます。
- ・大規模災害の発生や感染症の流行に備え、介護サービスを継続するために準備・検討しておくべきことや、発生時・流行時の対応などをまとめた BCP（業務継続計画）の作成を行います。

#### 4. <勤務時間と体制>

早 番	7 : 15 ~ 16 : 15
日 勤	8 : 30 ~ 17 : 30
遅 番	10 : 15 ~ 19 : 15
夜 勤	17 : 15 ~ 10 : 15

#### 5. <会議・部署内研修などの日程>

- ・部署内で必須の研修を下記の計画で行います。

会 議	研修（毎週水曜日）
4月 特養全体会議	
5月	身体拘束廃止研修
6月 身体拘束等適正化検討会議（部署内）	
7月	褥瘡予防対策研修
8月	認知症研修
9月 身体拘束等適正化検討会議（部署内）	虐待予防研修
10月 特養全体会議	
11月	事故発生防止研修
12月 身体拘束等適正化検討会議（部署内）	
1月	事故発生防止研修
2月	
3月 身体拘束等適正化検討会議（部署内）	入浴事故防止研修

※ 部署チーフ会議・グループ会議： 毎月実施

※ 身体拘束等適正化検討会議（部署内）： 年4回及び必要に応じ適宜実施

#### 6. <介護職員留意事項>

※ 以下を、介護職員としての基本的態度とし、常に留意しながら実践をしていきます。

- (1) いかなる時も職員綱領を念頭に、「人と人・心と心」のつながりを重んじ特養ご入所者・短期入所ご利用者・ご家族に満足していただけるような質の高いサービスの提供を実践します。
- (2) 社会人としての良識あるマナー（挨拶・笑顔・言葉遣い・心構え）を実践します。
- (3) 常に質の高いサービスを提供できるように、研修の実施・育成に努めます。

- (4) 特養ご入所者・短期入所ご利用者の心身の健康状態の変化を日常生活の中で、特に介護時に注意深く観察し、見過ごすことなく早期発見、早期治療に努めます。
- (5) 各入所者が服薬されている薬剤の作用・副作用をしっかりと理解し、医師・看護職員の指示の下に与薬介助にミスのないよう十分に注意します。
- (6) 職員は、安心したサービスを行うために、自身及び他職員の心身の健康管理に留意します。

# 令和5年度 看護 事業計画（案）

## 1 はじめに

プロンでは、介護度、医療・看護依存度が高まり、医療処置が必要な方が年々増え、「療養型施設」のような状況にあります。新型コロナウイルスをはじめとする感染症があるなかで、抵抗力が弱く重症化しやすい高齢者を、感染リスクから守ることは責任を伴い、生活する施設では特に気をつけていくことが重要です。そして、ご入所者には、住み慣れた地域で安心した生活を続けていただきながら、ご家族は勿論、職員に見守られ、安らかに旅立っていただける特養として、看取りを実施しております。

## 2 事業目標

- (1) 感染症対応及び予防対策
- (2) より質の高い看取りの実施
- (3) 個別機能訓練実施への取り組み

## 3 事業内容

### （1）感染症対応及び予防対策

感染症に対しては、これまでの経験とそれによって得た知識をもとに、予測を立て的確な情報を収集し、冷静な対応をとっていきます。また、感染症予防対策委員会と連携し、現状に即した柔軟な対応や対策を行い、感染症予防に努めています。

ご家族面会時には、手指の消毒、検温の実施、チェック表への記入、マスク着用、面会場所の制限等のご協力をいただき、状況を見ながら面会の中止をさせていただくことも検討していきます。

病院へ受診や退院をされたご入所者や新規ご入所者には、一定期間の健康状態の把握を行いながら、感染症予防と対応への検討を重ね、取り組んでいきます。

## (2) より質の高い看取りの実施

看取りは大切な人を失うご家族への配慮も重要であると考えます。その気持ちに寄り添う為に、看取りに関する各種研修を充実させ、看護・介護の質・技量を高めていきます。ご家族の複雑な感情は、施設との関わりに於いて変化が生じやすく、その都度ご家族が本当の気持ちを施設に伝えられるように、ご本人・ご家族のそれぞれの思いへの思慮や配慮のある対応を行っていきます。日頃から多職種との連携を図りながら、温かくプロンらしい看取りに努めています。

## (3) 個別機能訓練実施への取り組み

ご入所者の身体的機能や、精神的な安定の維持を目的とした取り組みを、生活機能訓練を中心に多職種と連携して実施出来るよう努めます。また、総合機能訓練員と連携して計画書に沿った個別機能訓練の提供や身体機能の評価を行う事で、健やかに日常生活を送っていただけるよう取り組んでいきます。

## 4 勤務時間

(平日)

早番 7：30～16：30  
日勤 8：30～17：30  
遅番 9：30～18：30

(土日・祝祭日)

早番 7：30～16：30  
日勤 8：45～17：45

\*土日・祝祭日は、遅番はなく日勤時間を変更して対応しています。

\*夜間の急変時に対して、365日オンコール体制をとっています。

# 令和5年度 栄養課 事業計画（案）

## <基本方針>

- ① 満足して頂ける食事を提供する為に、ご利用者のニーズを理解し、健康・嗜好を考慮した食事作りに努めて参ります。
- ② 衛生マニュアルに従い、安心且つ安全な食事の提供に努めて参ります。

## <部署目標>

### 1. 配膳管理

- ①配膳前に食札の指示通り、食事や食器が用意されているか確認します
- ②食箋による指示や食数の変更を迅速に行い、共有します

### 2. ニーズに対応した食事提供

- ①リクエストメニューを実施します
- ②各部署に食事の様子を確認し、嗜好調査を行います
- ③検食や、給食会議等で挙がった課題に取り組みます
- ④禁食に対応します

### 3. 衛生管理

- ①定期的に衛生管理マニュアルの確認を実施し、衛生管理強化を図ります
- ②作業前に個人衛生管理チェックを実施します
- ③毎日、清掃業務を実施します
- ④温度管理、食器管理、食材の保存・在庫管理の徹底を図ります

### 4. ご利用者の状況に応じた個別対応

- ①看取りの個別対応を柔軟に行います
- ②食事量の変更や栄養補助食品の提供を行います

### 5. ヒヤリハット管理

- ①毎月ヒヤリハットや事故の内容を集計し、対策を立て大きな事故防止を図ります
- ②調理機器を定期的に点検し、大きな故障や事故を未然に防ぎます

### 6. 食材の見直し

- ①複数の業者による価格競合と、食材の質を比較しより良い食材を選定します
- ②必要量に合った食材の規格を使用し、無駄を減らします

## 7. 感染症対策

- ①感染症が発生した時、速やかに対応できるように必要物品を備蓄します
- ②感染症マニュアルを定期的に確認し、共有します
- ③状況によって食事内容の変更を柔軟に対応します

## 8. 業務の効率化

- ①定期的に業務内容を見直し、問題点を改善します
- ②情報共有を図り、チームワークの向上を目指します

## 9. 防災管理

- ①非常食を5日分確保し、災害時に備えます
- ②非常食の内容を他部署と共有します
- ③業務終了時、戸締りチェックを行い、電気、ガスの元栓を確認します

## 10. 満足していただける食事提供

- ①味見の徹底を行います
- ②嗜好を反映した食事提供を行います
- ③計画を立て、充実した行事食の提供を目指します
- ④適時適温にて食事提供を行います
- ⑤季節感のある食事提供を目指します
- ⑥美味しそうに見える盛り付けを目指します

## 11. 栄養管理

- ①栄養カンファレンスを実施し、他部署と共有を図り、計画的に食事環境の向上を目指します
- ②水分摂取量の向上に取り組み、脱水予防に繋げます
- ③栄養摂取量を把握し、褥瘡予防に繋げます
- ④適正な食事形態であるか見直し、経口摂取の維持を目指します
- ⑤食器の使用状況を確認し、自力摂取の維持に繋げます

## <年間行事食予定表>

4月	桜餅 実演調理 リクエストメニュー
5月	端午の節句 柏餅 母の日
6月	リクエストメニュー 父の日
7月	七夕食 リクエストメニュー 土用丑の日 夕涼み会食
8月	実演調理 リクエストメニュー 郷土料理
9月	リクエストメニュー 敬老祝い膳 おはぎ
10月	リクエストメニュー 郷土料理
11月	リクエストメニュー 郷土料理 スペシャルモーニング
12月	冬至 クリスマスディナー クリスマスケーキ 餅つき 年越しそば
1月	お節 七草粥 新年祝い食
2月	節分食 リクエストメニュー
3月	桃の節句 牡丹餅 スペシャルモーニング

## <勤務時間>

早 番	5 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0
日 勤	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
遅 番	1 0 : 1 5 ~ 1 9 : 1 5

## <日常活動内容>

- ・食事サービスの提供(調理、盛り付け、差し込み、仕込み)
- ・衛生管理 ・清掃管理
- ・食材料や物品の発注及び在庫管理
- ・食材費管理
- ・嗜好調査
- ・行事食やイベント食の企画、立案、提供
- ・献立作成
- ・栄養管理(栄養ケア計画書作成とカンファレンスの開催)
- ・給食会議
- ・食札管理
- ・防災管理(非常食)

# 令和5年度 ケアハウスリヒト 事業計画(案)

## <基本計画>

入居者が安心して生き生きと明るい生活が送れるように、生活相談及び助言、食事の提供、入浴の準備、緊急時（事故や病気、災害時等）の対応、福祉サービス利用への協力、自主活動への協力、保健衛生等、日常生活上必要な便宜を提供することに万全を期することを基本計画としていきます。

施設サービスの提供にあたっては、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ったサービスの提供を行うように努めます。

さらに、地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、適切なサービスの提供に努めるとともに、自治体や地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関等との連携に努めます。

## <基本方針>

「愛と感謝と奉仕」の経営理念に徹し入居者にとって毎日が明るく、楽しく、安心した生活が送れるよう支援していきます。

## <運営方針>

- ① 入居者お一人お一人の身体の状況、心身の状況、既往歴を考慮したうえで提供するサービスの方針を定め、その方針に沿った支援を行います。
- ② 契約書に則り、入居者が安心して生き生きと明るい生活が送れるように、入居者の身体の状況、心身の状況を把握し、ご本人やご家族、関係機関等と情報を共有し適切なサービスが受けられる支援を行います。
- ③ 行事等においては季節感を大切にし、入居者同士またはご家族との交流の機会としてこれを実施します。
- ④ 入居者の保健衛生及び健康の保持に努め、ご家族や関係機関等との連携を図ります。また、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の予防を徹底し蔓延の防止に努めます。
- ⑤ 全室「満室」を目指します。

## <入居定員>

21名 (2人部屋2室・1人部屋17室)

## <重点目標>

### ① 生活の質の向上

- ・ 入居者が活気あふれる生活を送れるように個々への「目配り・気配り・心配り」を十分に行い、ニーズやトラブルへの対応を速やかかつ、適切に対処できるよう、職員間の報告・連絡・相談を徹底します。

### ② 転倒事故防止

- ・ 居室内、共用スペースの環境の安全を確保するとともに、入居者個々に対し転倒防止への意識を高めていただきます。

### ③ 感染症予防

- ・ 新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染者を出さない為に毎朝の検温を実施するとともに、マスクの着用、手洗い、うがい、手指消毒を徹底します。また国や自治体からの情報を入居者に伝え、感染予防に対する意識を高めていただきます。

### ④ 入居者及び待機者の確保

- ・ 新規入居希望者及び入居待機者を安定的に確保するため、近隣の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所へ定期的に営業するとともに、ホームページを活用していきます。

## <生活相談員>

### ① 入居及び退居に関わる対応

- ・ 入居希望者の施設見学の案内から入居に至るまで一連の手続きを行います。また、ケアハウスの入居対象外ケースの場合であっても丁寧な相談対応を心がけます。
- ・ 退居に関わる一連の手続きを行います。

### ② 相談及び助言

- ・ 入居者の生活環境・生活歴及び健康状態や既往歴を把握した上で相談に応じ、適切な助言を行います。
- ・ 入居者からの生活相談・苦情に対して速やかに対応し解決出来るように努めます。

### ③ 介護保険サービス及び総合事業の活用

- ・ 入居者の身体状況及び健康状態が加齢とともに低下し、日常生活において介護が必要となった場合、居宅サービスの利用に際しては、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等との連携を図ります。

### ④ 記録の整備

- ・ 日々の運営やサービスの提供状況等に関する内容を常に的確に把握するため、記録システムを整備します。

### ⑤ 危機管理の徹底（緊急時対応）

- ・ 入居者の緊急時に対応できる職員体制を整備するとともに、日頃より入居者のご家族や関係者との連携に努め、速やかに対応します。

### ⑥ 地域交流等の促進、地域情報の提供

- ・ 地域行事への参加や地域の生活情報等の提供を行うことで、地域交流を促進し、開かれた施設運営が展開できるよう努めます。

## ＜介護職員＞

① 入居者のニーズを把握し、プライバシーを守りながらコミュニケーションの機会を積極的に設け、より良い人間関係が形成できるよう努めます。

② 入居者個人又は入居者同士の生活が、健康で明るいものとなるよう助言や援助を行うとともに、自主的な趣味・教養娯楽・交流行事等を行う際は必要に応じて協力します。

③ 健康管理については、日常生活の中で十分見守り、必要に応じてご家族や医療機関等へ連絡し、入居者が適切な医療（治療）を受けられるように対応します。

④ ご家族が面会に来所した際、入居者の日常の様子を伝えられるよう努めます。

⑤ 入居者が長くケアハウスでの生活を維持できるように、介護予防に関する情報・知識を深め、入居者に適切なアドバイスを提供できるように努めます。

⑥ 生活に楽しみを持っていただける様な各種行事・レクリエーションの企画を行います。

## 令和5年度 年間行事計画(案)

月	行事名	月	行事名
4月	入居者懇談会 お花見	10月	入居者懇談会
5月	入居者懇談会 菖蒲湯 端午の節句 母の日の祝い	11月	入居者懇談会
6月	入居者懇談会 父の日の祝い	12月	入居者懇談会 クリスマス会 柚子湯(冬至)
7月	入居者懇談会 七夕【七夕飾り】	1月	入居者懇談会 新年祝いの会
8月	夕涼み会	2月	入居者懇談会 節分・豆まき
9月	入居者懇談会 敬老祝いの会	3月	入居者懇談会 ひな祭り

### ★ 入居者懇談会の実施

- ・健全な運営と、快適で充実した生活の実現のための意見交換を行います。  
(実施日 毎月(8月を除く) 第2金曜日)

### ★ 誕生会及び茶話会の実施

- ・入居者同士の交流の機会として誕生日会または茶話会を毎月1回行います。

### ★ 日用品などの購入を支援

- ・喫茶売店にて、日用品の購入ができるように支援します。

### ★ 外食会・買い物会

- ・新型コロナウイルスの感染状況を判断しながら行います。

# 令和5年度 通所介護事業所 事業計画（案）

## 1 基本方針

- ① 社会福祉法人が行う通所介護事業における社会的責任と当法人の理念である「愛と感謝と奉仕」の精神を原点に積極的に通所介護事業を推進します。
- ② 利用者のケアプランを基に通所介護計画を立て、利用者本位の姿勢を第一に考え個別のニーズに応えられる事業を推進します。
- ③ 送迎、入浴介助、排泄介助、食事の提供、健康体操や各種体操プログラム、個別機能訓練を充実し、生活機能の維持向上を図り在宅での生活が継続できる支援を行います。要介護高齢者を抱える家族の介護負担、危機感、不安感等の軽減に配慮します。
- ④ 施設内研修や外部研修に積極的に参加することで職員個々のスキルを上げ、通所介護事業の質の向上を目指します。
- ⑤ 高齢者が住み慣れた地域で快適に生活ができるように各関係機関との連携に務め、暮らしを支えます。

## 2 事業目標

- ① ご利用者一人ひとりのケアプランを理解し通所介護計画書に沿った支援を行います。
- ② レク活動を充実させ季節を感じられる行事を実施し心身の機能と精神の安定を図ります。
- ③ 基本的な感染予防対策を行い、利用者に感染させないよう職員の健康保持に務めます。
- ④ 1日平均31名以上の利用者を受け入れ稼働率100%を目指します。

## 3 事業内容

介護保険における通所介護施設（併設型通所介護）は、要支援高齢者・要介護高齢者に対し通所していただくことで各種サービス（入浴、排泄、食事等）を提供し、高齢者の外出を促し、集団活動・個別活動・機能訓練により心身の機能と精神の安定を図ります。同時に、家族の精神的・身体的負担の軽減を図ることも努めます。

### ① 利用定員とサービス内容

利用定員(一日)	43名
サービス内容	送迎・入浴・排泄・食事・口腔ケア・機能訓練等
プログラム内容	健康チェック・レクリエーション・個別機能訓練 食事の提供・入浴介助・排泄介助・各種体操 年間行事（季節行事・企画行事）・誕生会・ボランティア受け入れ

## ② 職員配置

職員配置	通所介護事業所	職員配置数
	生活相談員	1名
	看護師	1名
	機能訓練指導員	1名
	介護職員	8.5名
	運転手	2名

## ③ 施設の営業日時

営業日	月曜日～土曜日 ただし、日曜日、12月31日～1月3日を除く	
サービス 提供時間	通所介護事業	9時15分～16時35分
	総合事業	10時15分～15時35分

## ④ 年間行事計画

令和5年4月	お花見（3月末～4月初め）
5月	端午の節句 菖蒲湯 母の日の祝い
6月	父の日の祝い
7月	七夕の飾り
8月	夏祭り
9月	敬老会
10月	運動会
12月	クリスマス会 ゆず湯
令和6年1月	初詣（ブロン神社）
2月	節分・豆まき
3月	ひな祭り お花見（3月末～）

## ⑤ 日課表

### 通常規模型通所介護事業

内 容	
8：30～9：15	送迎開始・利用者施設到着
9：15～10：30	バイタルチェック 水分補給
10：30～11：00	健康体操
11：00～11：30	全体活動
12：00～13：00	昼食・口腔ケア

13:00~	ティータイム	一般浴 機械浴	個別機能訓練	
13:30~14:00	グループ活動			
13:45~14:00	テレビ体操			
14:00~14:30	各種体操			
14:30~15:10	レクリエーション			
15:10~15:45	おやつ・水分補給			
15:45~	レクリエーション			
16:35~	帰りの挨拶・送迎開始			

## 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業

時 間	内 容			
8:30~10:15	送迎開始・利用者施設到着			
10:15~10:30	バイタルチェック 水分補給	一般浴 機械浴	個別機能訓練	
10:30~11:00	健康体操			
11:00~11:30	全体活動			
12:00~13:00	昼食・口腔ケア			
13:00~	ティータイム	一般浴 機械浴	個別機能訓練	
13:30~14:00	グループ活動			
13:45~14:00	テレビ体操			
14:00~14:30	各種体操			
14:30~15:10	レクリエーション			
15:10~15:35	おやつ・水分補給			
15:35~	帰りの挨拶・送迎開始			

### ・コロナ禍における感染予防対策

感染予防に資する取り組みを行い、リスク管理を行います。

施設内の環境衛生や、職員・利用者の日々の健康状態の把握に務め、定期的な検温や手指消毒を徹底して行い感染リスクを軽減します。

施設内外での発生事項などについてはご利用者、ご家族への速やかな報告等により信頼関係を保ち、安心してご利用していただけるようになります。

### ・業務の改善

余暇時間の活動内容を曜日毎に設定し、ご利用者が目的を持ってデイサービスをご利用できるようにします。

- ・職員のレベル向上

認知症への理解や介護技術のスキルアップのため、施設内外で行われる研修会、また、認知症実践者研修や基礎研修等へも積極的に参加します。

- ・業務の効率化

現状の体操や活動内容について再検討したり、1日のスケジュールの見直しを行い、提供するサービスが質の高い内容となるよう努めていきます。

- ・配食サービス

社会福祉法人が行う地域貢献サービスの一環としての配食サービスを「1日最大12食」まで提供します。希望に沿った食事形態での提供や、ご利用者の食卓まで食事を運ぶなど柔軟な対応を実践し、利用者の安否確認等も行っていきます。

- ・受け入れについて

通常規模型のデイサービスとしてご利用者を受け入れます。

ケアマネジャーと密な情報共有ができるように、毎月のモニタリングにて活動内容や、空き状況報告を継続して実施します。

# 令和5年度 訪問介護事業所 事業計画（案）

## （目的）

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行います。

## （基本方針）

1. 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ生活の質の確保及び向上を図るとともに、利用者が安心した日常生活を過ごすことができるよう努めます。
2. 居宅介護支援事業所等の多職種との連絡を密にし、地域のニーズの把握に努め在宅福祉サービスの推進に努めます。
3. 事業所の訪問介護員は、ヘルパー会議等に参加し業務に対する知識・技術の向上に努めると共に、情報の共有を行いサービスの質の向上を目指します。

## （運営目標）

1. 目標利用件数 \*月間95件（居宅介護、移動支援含む）
2. 自身の健康管理に努め、感染症対策を行い、ご利用者一人ひとりのわずかな変化にも気付き、利用者の方が出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、自立生活支援や重度化防止を心掛けた、質の高いサービスの提供を行う。
3. ヘルパー会議への取り組み  
知識や技術向上の為の資料提供や、訪問介護員同士が集まり情報の共有・コミュニケーションの場として毎月実施する。
4. 人材の確保  
人材確保が厳しい状況の中にあって、日々のコミュニケーションを大事にし、個々の体力・能力・モチベーションに沿った訪問内容や移動等を考慮したシフトの細かな調整を行い、働きやすい環境づくりに努める。

人材確保が大変厳しい状況の中、訪問介護員の平均年齢も毎年上がっています。ご利用者の方に質の高いサービスの提供を行う為にも、訪問介護員の健康管理等に充分気を配り、訪問においても細かな調整をしていかなければと考えています。ご利用者一人ひとりはもちろん、訪問介護員一人ひとりも大切に考え、経営理念である「愛と感謝と奉仕」を心に、笑顔のある安心したサービスの提供を続けていけるよう努めてまいりたいと思います。

### (運営体制)

#### 1. サービス提供可能な日時

営業日：月曜日から日曜日（祝日含む）

営業時間：午前8時から午後6時、時間外は必要に応じて対応する。

#### 2. 職員体制

管理者	1名
サービス提供責任者	3名
介護福祉士	12名
初任者研修修了者	8名

#### 3. サービス内容

### 【訪問介護】【介護予防・日常生活支援総合事業】【居宅介護】

#### (身体)

- ① サービス準備・記録等
- ② 健康チェック
- ③ 環境整備
- ④ 相談援助、情報収集・提供
- ⑤ サービス提供後の記録
- ⑥ 排泄・食事介助
- ⑦ 清拭・入浴、身体整容
- ⑧ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ⑨ 起床および就寝介助
- ⑩ 服薬介助
- ⑪ 自立生活支援のための見守り的援助

#### (生活)

- ① サービス準備・記録等
- ② 健康チェック
- ③ 環境整備
- ④ 相談援助、情報収集・提供
- ⑤ サービス提供後の記録
- ⑥ 掃除
- ⑦ 洗濯
- ⑧ ベッドメイク
- ⑨ 衣類の整理・被服の補修
- ⑩ 一般的な調理、配・下膳
- ⑪ 買い物・薬の受け取り

### 【移動支援】【生活サポート】

- ① 外出サービス

### 【自費】

- ① 保険外サービス

## 令和5年度 訪問介護事業所研修予定

4月	令和5年度の体制について 感染症対策の再確認
5月	接遇（言葉遣いを見直そう） 皮脂欠乏症（ドライスキンについて）
6月	認知症ケア（認知症の人の世界） 食中毒予防
7月	担当者別会議（事例検討）
8月	プライバシー保護 降圧剤について
9月	訪問介護における腰痛対策 薬との付き合い方
10月	事故再発防止 看取りケア（ターミナル）
11月	虐待防止 ハラスメント対策
12月	サービス提供記録の書き方 クレーム対応
1月	担当者別会議（事例検討）
2月	緊急時の対応 精神疾患（障害特性の理解と対応）
3月	今年度のまとめと反省

# 令和5年度 認知症対応型共同生活介護事業所 事業計画(案)

## 1. 基本方針

- ① 入居者の皆様が、温かい家庭的な環境のもとで、尊厳ある日常生活を送れるように、法人理念である「愛と感謝と奉仕」の精神で生活を支援します。
- ② 入居者の皆様が、住み慣れた街でその人らしく快適に暮らしていくように、地域に密着し地域に根ざしたケアを行います。
- ③ 内科往診、歯科往診、理美容など、既存の法人サービスと連携した支援を行います。
- ④ 感染症や自然災害が発生した場合でも、介護サービスが安定的かつ継続的に提供できるように、業務継続計画（BCP）を作成します。

## 2. 運営方針

### (1) 入居者支援

- ① 入居者一人ひとりの生活のリズムや個別の時間を大切にし、自分の役割や居場所を感じられる環境をつくり、目的や目標を持って生活が送れるように支援します。
- ② 入居者一人ひとりの心身状態や認知症状を観察し、ご本人に則した支援計画によるケアを行います。
  - (ア) できる限り残存機能を活かした支援を行うとともに、必要に応じて機能訓練を実施し、より自立した生活を営めるようにします。
  - (イ) 認知症状の進行予防のために、生活リハビリの充実を図ります。また、症状には個人差があるので、活動内容やプログラムを検討し、ご本人にとって最も効果のある活動を行います。
- ③ 食事摂取、水分摂取、運動を含めた生活習慣を整え、心身状態の安定、認知症状の進行予防に排便コントロールの充実を図ります。
- ④ 地域住民と交流する場に積極的に参加するとともに、地域のボランティアの協力を得てレクリエーション活動や行事を行い、入居者の皆様が社会性を維持できるように支援します。
- ⑤ 食事・おやつは、配膳・盛り付け・食器洗い・下膳を職員と入居者の皆様が一緒に行います。また、食事・おやつは季節感を感じるものを探していただきます。

- ⑥ 食堂・廊下・居室などの掃除、また衣類・タオルなどの洗濯を職員と一緒に行います。自宅での生活により近い形で支援します。
- ⑦ 内科往診、歯科往診を始め、医療機関との連携を適切に図ることで心身の健康を維持していただくとともに、症状の緩和・悪化防止につながるように支援します。

#### (2) 法人サービスとの連携

- ① 入居者の心身の状態変化や入居状況を把握し、一人ひとりのニーズに合ったケアが提供できるように既存のサービスと連携を図ります。
- ② 空き状況等の情報を既存のサービスと共有し、新規入居希望者への案内や相談を充実させます。

#### (3) 職員の資質の向上

- ① フロアごとに目標を設定し、職員一人ひとりが課題や目的を持ち、ケアの方向性の統一、フロアの雰囲気作り、スキルアップ等を実践することで、事業所目標の達成を目指します。

##### (2F フロア目標)

- ・認知症の理解を深め、職員間で情報を共有し、連携強化を図り、安全、安心なケアを実践します。
- ・感染症対策を行いながら、地域交流やレクリエーション活動の充実、健康体操、口腔体操を行い、入居者のADLの維持、向上に努めます。

##### (3F フロア目標)

- ・認知症介護の理解を深め、入居者一人ひとりが楽しい時間を過ごせる環境作りをするとともに、チームケアの充実を図ります。
- ・入居者の皆様が心身ともに健やかに過ごせるように、目配り、気配り、心配りに徹し、体調管理、感染症予防、事故防止に努めます。
- ② 職員は、施設内外の研修を通して認知症への理解を深め、支援技術・知識、接遇の向上に努めます。
- ③ 認知症介護に関しては入居者を中心としたパーソン・センタード・ケアの考え方の下に、個別ニーズに応えられるように生活支援を行います。

### 3 事業内容

- ① 家庭的で居心地の良い雰囲気を作るためのホーム内環境の整備。
- ② 入居者の心身状態・認知症状に合わせた支援計画の作成、および必要な支援の実施。
- ③ 機能訓練に必要な福祉用具及びサービスの整備。  
また、脳トレーニングプログラムに必要な教材の整備。
- ④ 地域住民と交流する行事等の開催。

- ⑤ 職員を積極的に外部研修に参加させることによる、認知症ケアに有意義な資格取得の支援。
- ⑥ 職員の資質向上のための部署内研修の実施。
- ⑦ サービスの質的向上のためのリーダー会議、フロア会議の定期的開催。
- ⑧ 運営推進会議の開催。

〈定 員〉

2ユニット 18人（1ユニット 9人）

〈人員配置〉 (2ユニット)

管理者	1名
計画作成担当者	2名
看護師	1名（兼務）
介護職員	6名 以上

〈日常生活〉

- ・入居者一人ひとりの生活習慣やリズムを大切にします。一人ひとり認知症状が違い、日によって時間によって心身状態が変化するので柔軟に個別ケアを行います。
- ・心身状態の安定、認知症予防のために、食事摂取量、水分摂取量、運動を含めた生活習慣を整え、チェック表を活用し排便コントロールを行います。
- ・共同生活のなかで、入居者同士互いに支え合い、協力し合いより良い人間関係を築きます。明るく、楽しい日常生活が送れるように支援します。
- ・入居者の心身状態や天候等に配慮し外出時間を増やし、気分転換を兼ね精神的な安定を図り、人と交流する機会を作ります。
- ・居室の整理整頓、掃除、洗濯等は、見守りや声掛けなどにより可能な限り入居者ができるよう支援します。
- ・食事・おやつは、配膳・盛り付け・食器洗い・下膳を見守りや声掛けすることで可能な限り入居者が行えるように支援します。
- ・いつでも入浴できるよう入居者の心身状態や入浴状況を把握し、機会を見て声を掛け・誘導を行います。自力での洗髪や洗体が不十分な場合や安全確保・身体チェックのため、必要に応じて介助を行います。

- ・健康管理・服薬管理は職員、バイタルチェックは看護師が担当します。食事量、排泄状況、日中夜間の様子など、必要な健康面の観察を行い、それらを全て記録します。また、体重測定を毎月定期的に行います。
- ・内科往診、歯科往診をご利用できます。また特変時、急変時は24時間体制で看護師と連絡を取り、速みやかに対応します。
- ・協力医療機関への定期受診及び急変時の受診付き添いについては、職員が対応します。また状況に応じ、ご家族と相談・協力し迅速に対応いたします。

〈日課表〉

時 間	活動内容
6:00～	起床
8:00～	朝食
9:00～	自由時間／ティータイム／外出／行事 入浴／脳トレ／レク活動／健康体操／家事
12:00～	昼食
13:00～	自由時間／ティータイム／外出／行事 入浴／脳トレ／レク活動／健康体操／家事
15:00～	おやつ
16:00～	自由時間／外出／行事 脳トレ／レク活動／健康体操／家事
18:00～	夕食
19:00～	自由時間
21:00～	就寝

- ※ 入居者の心身状態・健康状態により日課を変更します。
- ※ 買い物や土手・公園への散歩など外出の機会を多く作ります。また屋上にて家庭菜園を行います。
- ※ 家事では炊事・洗濯・掃除など入居者の状態を考慮し一緒に行います。
- ※ ボランティアを積極的に受け入れ、地域交流の機会を作ります。

〈年間行事計画〉

月	行事名	月	行事名
4月	お花見	10月	ピクニックツアー
	店屋物／外食会／誕生会		店屋物／外食会／誕生会
	運営推進会議		運営推進会議
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会議／フロア会議
5月	プロン祭り	11月	紅葉狩り
	母の日のお祝い／菖蒲湯		外食会
	店屋物／外食会／誕生会		店屋物／誕生会
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会議／フロア会議
6月	父の日のお祝い	12月	クリスマス会／ゆず湯／餅つき
	店屋物／外食会／誕生会		店屋物／誕生会
	運営推進会議		運営推進会議
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会議／フロア会議
7月	七夕飾り／夕涼み会	1月	初詣
	敷島神社夏祭り		新年会
	店屋物／外食会／誕生会		店屋物／誕生会
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会議／フロア会議
8月	温泉ツアー	2月	節分
	店屋物／誕生会		店屋物／誕生会
	運営推進会議		運営推進会議
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会議／フロア会議
9月	敬老会	3月	ひな祭り
	外食会		お花見
	店屋物／誕生会		店屋物／誕生会
	リーダー会議／フロア会議		リーダー会／フロア会議

## 4 目標

- ① 定員18室満室を維持するとともに、待機者を増やします。
- ② 入居者の健康管理、心身状態を把握し、早期発見早期対応に徹します。
- ③ ケアプランに基づいたケアの充実を図るとともにチームケアを実践し、入居者の心身の健康維持・向上に努めます。
- ④ 職員の資質向上を図るため部署内会議・研修を定期的(月に一回以上)開催します。

# 令和5年度 居宅介護支援事業所 事業計画（案）

## （事業方針）

居宅介護支援事業所プロンは、ご利用者の意志及び人格を尊重し、その人らしい在宅生活に添った居宅サービス計画書を作成します。その上で、ご利用者に適したサービスが確保されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。また、新型コロナウィルスをはじめとする感染症防止や自然災害への対応などで、業務継続可能な体制確立と支援を行っていきます。そして地域の方々にとって、身近な事業所として機能するよう努めます。

## （運営方針）

居宅介護支援事業所プロンは、以下の通り運営してまいります。

- 1 社会福祉法人ルストホフ志木の「愛と感謝と奉仕」の経営理念のもと、ご利用者が在宅において、その人らしく生活するための生活の質の向上をめざし、自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントに努めます。
- 2 介護支援専門員は、地域の高齢者福祉サービスの要であるという自覚を持ち、地域社会から信頼されるよう常に自己研鑽に努めます。また、定期的にモニタリングを行い、ご利用者やご家族のニーズを把握し、サービス担当者会議を開催することにより統一したケアマネジメントに努めます。
- 3 介護保険制度がより複雑化していることを踏まえ、適正な給付管理に努めます。また、居宅サービス計画書の作成やサービスの実施状況の把握及び評価を行い、ご利用者やご家族に適切な相談や助言が出来るようにするとともに、介護報酬改定や法令通達に基づく説明を行い、ご理解を得られるよう努めます。
- 4 社会資源の把握を行い、インフォーマルサービスを積極的に居宅サービス計画に位置づけます。また、医療連携をはじめ、各種制度（権利擁護や障がい施策等）との連携を図ります。医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に資するために、適切なケアマネジメントを提供していきます。
- 5 エリア会議や事例検討会議等に参加して、要介護高齢者の実態や情報を地域包括支援センターや行政当局等に知っていただき、新しい社会資源や高齢者福祉サービスの提案等を行い、高齢者施策までつなげられるように努めます。

## (事業内容)

### 1 居宅サービス計画の作成

- (1) ご利用者宅を訪問し、ご利用者及びご家族と共に個別ニーズや問題点を把握すると共に、目標の設定やサービスを選択する上での留意点を踏まえて、居宅サービス計画を作成します。
- (2) 各サービスの内容や特徴などを詳細に説明して、ご利用者及びご家族にサービスの選択及びサービス事業所の選定をしていただきます。
- (3) 居宅サービス計画書を作成し、計画に基づいたサービスについてご説明し、ご利用者及びご家族から同意を得るようにします。

### 2 経過観察・再評価

- (1) ご利用者及びご家族と隨時連絡をとり、入退院等の状態変化があった場合はその都度訪問して状況の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画書の目標に沿って、サービスが提供されるよう提供機関との連絡調整を行います。
- (3) ご利用者の状態について定期的な再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更や要介護認定区分変更申請等必要な対応を行います。

### 3 サービス担当者会議の開催

居宅介護サービス計画内容の検証等を行い、ご利用者やご家族及び、サービス事業所との情報交換、意見交換等の場を持ち、課題内容の検討、新たな施策の相互理解を深め、より良い支援体制を整えて行けるように努めます。

### 4 給付管理

5 入退院支援加算取得を目指して、入院者や老健入居者の対応を行う

6 事例検討会（ケアマネスクウェア、地域包括開催等）への参加

7 ケアマネ会議の定期的開催(1回／週)

8 各種研修会への参加

(営業時間)

営業日	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜・日曜・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日）

※急なご相談に対応できるよう、休業日含め24時間連絡体制を確保します

(委託事業)

- 1 認定調査（志木市その他、県内市町村及び他都道府県の市町村）
- 2 介護予防給付のケアマネジメント
- 3 日常生活総合支援事業の介護予防ケアマネジメント

(運営目標)

- |             |        |            |
|-------------|--------|------------|
| 1 事業所全体としては | 1ヶ月の目標 | 要介護は 164件  |
|             |        | 要支援は 状況による |
|             |        | 認定調査 10件   |
- 2 各医療機関や各地域包括支援センター及び各サービス事業所等と連携し適切で迅速な対応に努めます。
  - 3 年齢や障がいの有無にかかわらず、在宅で介護を必要としている方々がその生活を安心して維持できるように、いつでも気軽に相談出来る事業所づくりを目指します。
  - 4 医療を含めた他職種間との連携を強化し、フォーマル及びインフォーマルサービスを適切に取り組めるネットワークづくりに努めます。
  - 5 ご利用者の能力や潜在的 possibility、そして予後予測などを踏まえて、自立支援を目指した居宅介護サービス計画の作成を行い、ご利用者の自己実現が図られるような支援に努めます。
  - 6 介護支援専門員は、資質向上のため内部・外部研修に積極的に参加し、その内容についてはケアマネ会議等を通じて共有します。
  - 7 事業所内でのミーティングや会議等で連携を密にして、担当介護支援専門員が不在でも他の介護支援専門員が迅速に対応できるように努めます。

# 令和5年度 地域包括支援センター 事業計画（案）

## 1 目的

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる様に、地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たすべく、志木市より委託されています。

## 2 運営に向けた基本的考え方や理念

### (1) 公益性の視点

志木市の介護・福祉行政の一端を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

### (2) 地域性の視点

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため本町圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

### (3) 協働性の視点

積極的に地域の中に入り問題の発見に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等、地域福祉を支える様々な関係者と連携を図ります。

センター内においては、保健師（看護師）等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種でのチームアプローチで業務を進めるとともに、地域の社会資源との連携を図ります。

### (4) 予防の視点

地域の高齢化率・要介護認定率等の推計、各種事業実績、地域住民のニーズの把握などを基に、地域における課題を見据えた予防的視点を持って活動します。

## 3 基本方針（事業内容）

社会福祉法人ルストホフ志木の「愛と感謝と奉仕」の経営理念のもとに以下の業務を遂行します。

### (1) 総合相談支援業務

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、多様な相談内容にワンストップで対応できるよう、総合的に相談できる体制を整備します。日頃の相談業務や各種事業、ま

たは高齢者世帯実態調査等の市が実施する事業等、様々な手段により、地域の高齢者等の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域の潜在的課題やニーズを発見し、利用者の視点に立った相談・支援を行います。

また、相談支援は、緊急性を要する場合があることから、24時間対応できる体制を維持します。

#### (2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、又は受けられる可能性が高いと考えられる高齢者に対し、早急に介入して支援を行い、地域で安心して生活を続けられる様に努めます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者等虐待の発見または通報を受けた際は、速やかに当該高齢者等の状況を把握し、市担当者と連携して対応します。

老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当者との連携を図り、老人福祉施設等への措置入所に向けた支援をします。

また、地域住民や関係機関、地域団体等に対して防止するための啓発活動を行い、地域における高齢者等虐待防止ネットワークの構築に努めます。

認知症等により判断能力の低下が見られる場合には、成年後見制度の支援における一次相談機関としての役割を果たすべく、基幹福祉相談センターと連携を図り、成年後見制度の利用を促進します。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

施設、在宅を通じて個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制の強化及びネットワークの構築に努めます。

地域の介護支援専門員が円滑に業務を実施できる様、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について必要に応じて同行訪問を行い、具体的な支援方針を検討し、適切な指導助言等を行います。

#### (4) 指定介護予防支援業務

支援認定者・事業対象者に対し、要支援状態にあっても現在の状態の維持・改善を目指し、個々の目標に向けて自立した生活を実現するための介護予防サービス支援計画を作成します（自立支援型ケアプランの作成）。利用者の主体的な取り組みを促し、利用者の自立の可能性を引き出すため、廃用症候群を予防する観点から、日常生活の活発化に資する通所系サービスを中心とした自立支援、その他、予防訪問介護などの介護保険の予防給付サービスを利用するなどして、利用者の支援にあたります。目標の達成を目指し、一定期間後に利用者の状態を評価し、介護予防サービス支援計画で設定された目標が達成された

かをチェックし、必要に応じて支援計画の見直しを行います。又、指定介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託した場合、適切なアセスメントの実施、ニーズに沿った支援内容、目標達成に向けた内容として妥当であるかの確認作業及び内容の検討と助言を行います。

#### (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

##### ①介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするために、御本人が出来ることは出来る限り御本人が行うことを基本とします。又、志木市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」において把握・選定した対象者に対し、アセスメントを行い必要な事業への参加を促します。適切な介護予防プログラムに参加することで、介護予防の効果を発揮し、生活の質を向上させます。

介護予防マネジメントでは自立支援型地域ケア会議の活用等により、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。サービス提供後は目標の達成状況を評価し、必要に応じ計画の見直しを行います。

##### ②一般介護予防事業

一人ひとりの高齢者が生きがいや自己実現、生活の質（QOL）の向上を目的に市等が取り組む事業を支援します。また、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要な事業につなげる等、市及び関係機関との連携により、介護予防の効果を高めます。

#### (6) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、在宅医療と介護の連携体制の構築を推進するため、市と協働して事業に取り組みます。

#### (7) 生活支援体制整備事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中、医療や介護のみならず、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供が必要となることから、市と協働して体制の整備・強化と高齢者の社会参加の推進に努めます。

#### (8) 認知症総合支援事業

認知症になつても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域の環境の中で暮らし続けられるよう、認知症の早期診断・早期対応とともに容態の変化に応じた医療、介護及び生活支援の有機的連携と効果的支援体制の構築に向け、市と協働して取組みます。

#### (9) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、個別事例の解決のみならず、包括的・継続的ケア

マネジト支援業務を効果的に実施する手法の一つであることから市と協働して積極的に取り組むとともに、会議の目的である地域づくり、資源開発及び政策形成に適切に関与します。

地域ケア会議は、第8期計画において重点事業と位置づけられていることから、会議に臨むにあたり、在宅医療・介護連携事業や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等、他の事業との連携及び推進につながるよう意識し、独自の発想と創意工夫に努めます。

#### (10) その他

##### ①自立支援教室（高齢者元気づくり事業）

介護・身体状況の改善を目指すことを目的として、要支援認定者・事業対象者を含む参加者10人以上で、改善・維持及びセルフケアを重視した内容による自立支援教室を企画します。

開催回数は16回とし、全ての企画において検温や消毒を実施し、感染症予防対策に努めます。また、地域における新型コロナウイル感染状況等を踏まえて、事業実施の延期や内容の変更を検討します。

##### ②地域活動活性化

高齢者あんしん相談センターブロンで行う事業において、ボランティアを積極的に受け入れ、活動を通して自主的にサロンや認知症カフェ等を立ち上げられるボランティアの育成及び立上げ支援を行います。また、立上げ後においても定期的に状況の把握に努め、助言等の支援を行います。

##### ③いろは百歳体操立上げ及び継続支援

地域住民による交流の機会を増やし、住民同士のつながりを持てる様に努めます。介護予防及び通いの場を増やす目的から、いろは百歳体操の拠点としてコロナ禍においても可能な限り開催することを目指します。

##### ④広報活動

ホームページの活用のほか、年に3回「ブロン通信」を発行し、高齢者あんしん相談センターブロンのPRや事業報告、地域包括ケアシステム構築における各取組みについての普及啓発を行います。各事業等の開催時にはチラシを作成して周知します。

## 4 重点取組項目

### (1) 総合相談支援の強化

コロナ禍による高齢者の活動自粛や生活の変化、家族や地域での見守り機能の低下等により、高齢者の抱える問題が潜在化、多様化、複雑化されている中において、地域包括支援センターでは、感染対策に努め、地域における高齢者の第一次的な相談窓口として、高齢者の把握

及び支援に努めるとともに、介護、医療、権利擁護等各専門職の知識と経験に基づいたスクリーニングや支援をセンター全体で取り組むことができる体制を整えます。

(2) 自立支援・重度化防止の推進に資する地域ケア会議の開催

地域ケアエリア会議開催による個別課題の解決に向けた多機関・多職種連携を進めるとともに地域包括支援センター職員の実践力・資質向上に向けたOJTの機会としても有効活用します。

(3) 地域のネットワークづくり

コロナ禍により、高齢者の通いの場の減少や見守り機能の低下等、高齢者を取り巻く環境も変化し、新たな地域課題の整理や解決が望まれる中、地域住民をはじめ、民生委員、地域団体、関係機関等によるネットワークを構築し住み慣れた地域で自分らしく安心して日常生活を送ることができるような地域づくりに努めます。

地域づくりは、高齢者に限らず、障がい者や子ども等も含めた地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

(4) 家族介護者支援の強化

コロナ禍の影響も加わり、8050問題など、高齢者の介護に関する社会的問題や支援の必要性が高まる中、家族介護者への支援のニーズも高まっています。引き続き、家族介護の実態把握に努めるとともに必要な相談支援に努めます。

## 5 研修参加

- ・虐待に関する研修
- ・介護予防従事者研修
- ・認知症に関する研修
- ・医療介護連携に関する研修
- ・生活支援体制整備に関する研修
- 等

※前掲の研修に適宜参加するほか、地域包括支援センター職員を対象とする埼玉県、社会福祉協議会、老人福祉施設協議会等が開催する研修会や法人内の研修にも積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

## 事業所概要

### 1 事業者概要

法人名称	社会福祉法人ルストホフ志木
事業所名称	地域包括支援センター「プロン」(高齢者あんしん相談センター「プロン」)
介護保険事業所番号	1102200035
サービス提供地域	志木市本町

### 2 職員配置

職種	常勤職員	非常勤職員	備考
管理者（兼務）	1名	0名	主任介護支援専門員・認知症地域支援推進員兼務
看護師	1名	0名	志木市在宅医療介護連携代表者会兼務
社会福祉士	2名	0名	1名は生活支援コーディネーター兼務
主任介護支援専門員	2名	0名	1名は管理者兼務
事務職員（兼務）	1名	0名	法人事務員兼務

※常勤換算 5.5名

### 3 サービス提供時間

区分	サービス提供時間	備考
平日	8時30分～17時15分	勤務は17時30分まで
土曜日	8時30分～17時15分	勤務は17時30分まで
日曜日	休み	
祝祭日	休み	
年末年始（12/30～1/3）	休み	

※緊急時等に備えて 24 時間連絡体制を確保しています

# 令和5年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画（案）

当法人は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施いたします。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

## 1. 総合生活相談員の配置並びに総合生活相談活動

- ・ 本事業を実施するために、当法人に総合生活相談員を配置し、地域で生活課題を抱える方から相談の依頼を受けた場合、課題の解決に努めていきます。
- ・ 支援が必要な方に対して訪問等によるアセスメントの実施、また適切な支援項目を関係機関とともに検討していきます。

## 2. 経済的援助

- ・ 援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要があると判断した総合生活相談員は、相談内容に関する資料を作成し、特別養護老人ホーム施設長に報告するものとします。特別養護老人ホーム施設長は、総合生活相談員からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定します。
- ・ 施設長からの決済を受けた後、総合生活相談員は関係機関と同行し、必要とされる支援を行っていきます。

## 3. 会議・研修会等への参加

- ・ 総合生活相談員は、相談支援技術の向上、情報の共有の為に下記の会議・研修会等に参加します。
  - 担当相談員専門研修
  - 社会貢献活動推進会議
  - セーフティネット事業ブロック会議

## 4. その他社会資源の活用

- ・ セーフティネット事業における社会資源を活用し支援を行います。
  - 衣類バンク(幼児・児童への衣類支援)
  - フードバンクまたはセブンイレブンプロジェクト(食糧支援)